

令和3年 太田市教育委員会11月定例会会議録

開会年月日	令和3年11月8日(月曜日) 午後2時		
閉会年月日	令和3年11月8日(月曜日) 午後3時		
開会場所	尾島庁舎 3階 教育委員会室		
	議案(件名)	結果	
議案第41号	太田市奨学金貸与条例の一部改正について	可決	
議案第42号	太田市奨学金貸与条例施行規則の一部改正について	可決	
議案第43号	太田市笹川清奨学基金条例施行規則の制定について	可決	
議案第44号	太田市立資料館及び記念館等条例の一部改正について	可決	
議案第45号	太田市トシオシルバー就学援助基金条例の制定について	可決	
議案第46号	指定管理者の指定について(太田市世良田生涯学習センター)	可決	
議案第47号	太田市いじめ問題専門委員の委嘱について	可決	
出席者	恩田由之(教育長) 池田光男(教育長職務代理者) 佐藤真太郎(委員) 野村路子(委員) 倉嶋慶秀(委員)	欠席委員	
	教育部長、管理担当副部長、指導担当副部長、教育総務課長、学校施設管理課長、学校施設管理課主幹、文化財課長、青少年課長、学校教育課長、市立太田高校事務長、教育総務課総務係長 (市民生活部副部長兼生涯学習課長)、尾島行政センター所長、(文化スポーツ部スポーツ担当副部長、文化スポーツ部文化芸術担当副部長、文化スポーツ総務課長、スポーツ振興課長、スポーツアカデミー担当課長、スポーツ施設管理課長、文化課長、学習文化課長、美術館・図書館長、芸術学校担当課長、福祉こども部副部長、こども課長) ()は欠席者	書記・記録	田又係長代理
議題及び議事の概要			
会議録署名委員の指名	野村 路子 委員		
	佐藤 真太郎 委員		

事務局：

皆様、こんにちは。本日は、令和3年教育委員会11月定例会となります。
傍聴者はありません。それでは教育長、進行をお願いいたします。

議長（教育長）：

令和3年11月太田市教育委員会定例会を開会いたします。

日程第2、会議録署名委員は、野村委員、佐藤委員をお願いいたします。

次に、日程第3、教育長報告を申し上げます。

現在、学校現場を訪問させていただいています。運動会、体育祭、日帰り修学旅行、合唱コンクールなどが、感染対策をしながら無事に実施できていると、校長先生から話をお伺いしました。子どもたちが元気に行事に取り組める日が来たということ、非常にうれしく思っております。また、警戒度が1になり、安心はしているのですが、まだ市内の工場等ではクラスターが発生していると聞いていますので、縮小や分散等を考えながら、できる限り正常運転ができるように、各課でご協力をお願いします。

最後に、12月議会が近づいております。締めくくりになりますので、情報交換や準備をお願いします。以上でございます。

続きまして、教育部長から報告をお願いします。

教育部長：

私からは、令和2年度の決算と来年度に向けての予算のお話をさせていただきたいと思っております。市議会9月定例会におきまして、昨年、令和2年度の本市の決算が認定されました。一般会計の歳入の総額は、約1119億4212万円で、一方、歳出の総額は約1088億5119万円であります。その1年前の令和元年度の決算額は、歳入が794億3346万円、歳出は767億9499万円でありましたので、歳入歳出とも前年度比320億円余りの大幅な増となったところであります。これが、経済活動の急拡大等によるものであれば言うことはないのですが、そうではなくて、皆様ご推察のとおり、新型コロナウイルス感染症対策に膨大な予算を費やした結果であります。これに関連しまして、国庫支出金だけでも約260億円、前年度より増えております。

そして現在、来年度に向けた予算要求をしているところでございますけれども、教育部の予算要求総額が、約80億5000万円となっております。令和3年度の一般会計予算総額が約842億円でありましたので、令和4年度もその程度であると仮定しますと、予算全体の1割弱が教育部の予算ということになります。そしてさらに予算科目でいうところの教育費ということになりますと、私ども教育部の他に、文化スポーツ部が所管する芸術・文化・スポーツ関係の予算、こういったものが含まれて参りますので、更に大きな予算になって参ります。令和4年度予算につきましては、来年3月の市議会でも審議されるわけでありまして、決定していただいた際には、市税収入などが減る中、厳しい財政事情の中でありまして、有意義かつ効率的な活用を心がけて参りたいと思っております。私からは以上です。よろしく申し上げます。

議長（教育長）：

ありがとうございました。

次に日程第4、議事に入ります。本日は、協議案件が7件、事務報告が3件ございます。

はじめに、議案第41号「太田市奨学金貸与条例の一部改正について」教育総務課長から説明願います。

教育総務課長：

「太田市奨学金貸与条例の一部改正について」【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑等はございませんか。

佐藤委員：

連帯保証人の1名というのは、従来から父母のうちいずれか、あるいはその他の納税者から1名ということでしたか。

教育総務課長：

連帯保証人1名は、原則として父母から選んでいただいています。

佐藤委員：

原則ということは、例外もありうるということですか。

教育総務課長：

父母のいない方の場合は、未成年者に関しては親権者、成年者に関しては3親等以内の方としています。それでもいない場合は、太田市教育委員会で特に認められる方ということで、その方の事情を考慮してそれを認める、という形になります。

佐藤委員：

そうしますと、そのような例外が認められるということについて、貸与希望者に向けた情報提供はどのようにするのですか。

教育総務課長：

毎年、奨学金の募集については、太田市広報やホームページへの掲載や、各学校にチラシを配る形で周知に努めております。今回の改正につきましても、その中で周知して参りたいと考えております。

佐藤委員：

細かい問い合わせについては、そこからアクセスしていただいた人に、個別対応ということですか。

教育総務課長：

そのとおりです。

佐藤委員：

ありがとうございます。

野村委員：

かねがね連帯保証人2人は大変厳しいなと私は思っておりましたので、1人になったのはとても良かったなと、個人的には思います。以上です。

議長（教育長）：

他に、ご意見等はございますか。ないようですので、原案のとおり「承認」ということをお願いします。

次に、議案第42号「太田市奨学金貸与条例施行規則の一部改正について」教育総務課長から説明願います。

教育総務課長：

「太田市奨学金貸与条例施行規則の一部改正について」【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑等はございませんか。

野村委員：

この中の、市内の居住に伴う奨学金返済免除制度は、学校を卒業後、太田市で就職した場合に該当になるのですか。

教育総務課長：

市内の居住等に伴う返済免除については、三つ要件がございます。一つ目が、免除を受けようとする年度の1年前から太田市に居住していること。二つ目が、就労していること、ただし就労先は太田市内に限りません。三つ目は、市税や本奨学金の返済に滞納がないこと、になります。この三つの条件をクリアしていただければ該当しますので、勤め先は太田市に限りません。

野村委員：

例えば、東京の大学を卒業しすぐに太田市に戻って就職した場合の返済はどうなるのですか。最初の1年間は、どう考えたらよろしいのですか。

教育総務課長：

奨学金の返還は、大学卒業後1年間据え置きます。その次の年から、借りた期間の倍の期間をかけて返還していただくシステムになっています。ですので、大学卒業と同時に就職する場合は、返還が始まる最初の年度から返還免除を受けられます。

野村委員：

ありがとうございました。

池田委員：

正規と非正規とで、違いはありますか。

教育総務課長：

就労形態は、正規・非正規を問いません。

議長（教育長）：

他に、ご意見等はございますか。ないようですので、原案のとおり「承認」ということでお願いします。

次に、議案第43号「太田市笹川清奨学基金条例施行規則の制定について」教育総務課長から説明願います。

教育総務課長：

「太田市笹川清奨学基金条例施行規則の制定について」【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑等はございませんか。

倉嶋委員：

目的のところ、市の条例が廃止になるため新たに制定するとありますが、この条例というのはこの資料に添付されているものですか。

教育総務課長：

今回廃止になるのは、市長部局で定めている「太田市笹川清奨学基金条例施行規則」となりますので、資料に添付されている参考資料（太田市笹川清奨学基金条例）とは異なります。

倉嶋委員：

わかりました。

野村委員：

太田市奨学金と笹川清奨学金は、併用することはできるのですか。

教育総務課長：

笹川清奨学金は、他の支給型の奨学金を同時に受けることは禁止していますが、貸与型奨学金についてはそういう規制はございませんので、可能性としてはあります。

野村委員：

わかりました。

議長（教育長）：

他に、ご意見等はございますか。ないようですので、原案のとおり「承認」ということでお願いします。

次に、議案第44号「太田市立資料館及び記念館等条例の一部改正について」文化財課長から説明願います。

文化財課長：

「太田市立資料館及び記念館等条例の一部改正について」【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑等はございませんか。

ないようですので、原案のとおり「承認」ということでお願いします。

次に、議案第45号「太田市トシオシルバー就学援助基金条例の制定について」学校教育課長から説明願います。

学校教育課長：

「太田市トシオシルバー就学援助基金条例の制定について」【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑等はございませんか。

野村委員：

目的に、「経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して行う就学援助」とありますが、これは広報おたなどに載せて募集をする形なのでしょうか。

学校教育課長：

この制度は、既存の就学援助費の支給を受けているご家庭が対象になります。就学援助制度は、例えば小学校入学前の就学時健康診断の際などに周知をして、準要保護

のご家庭に就学援助している訳ですが、今まで行ってきた「就学前支給」の財源にこの基金を充てる、ということでございますので、今までと同様に支給をしていくものになります。

倉嶋委員：

それでは、今までこちらに使っていた財源はどのように使われるのですか。

教育部長：

広く言えば市全体で使う形になりますが、一つとしましては、市長が先日、市議会で話したことなのですが、就学援助を受けているご家庭のお子さんの中学卒業時に来年度から新たに8万円を給付しようという案が検討されておりますので、そういったところに活用される見込みです。

倉嶋委員：

素晴らしいですね。ありがとうございます。

議長（教育長）：

他に、ご意見等はございますか。ないようですので、原案のとおり「承認」ということでお願いします。

次に、議案第46号「指定管理者の指定について（太田市世良田生涯学習センター）」尾島行政センター所長から説明願います。

尾島行政センター所長：

「指定管理者の指定について（太田市世良田生涯学習センター）」【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑等はございませんか。

倉嶋委員：

公募となっておりますが、他の団体の応募はあったのか、教えてください。

尾島行政センター所長：

今回は、太田市シルバー人材センターのみでした。

倉嶋委員：

何回目の更新になるのですか。

尾島行政センター所長：

今回、初めての指定になります。

倉嶋委員：

ありがとうございます。

議長（教育長）：

他に、ご意見等はございますか。ないようですので、原案のとおり「承認」ということをお願いします。

次に、議案第47号「太田市いじめ問題専門委員の委嘱について」学校教育課長から説明願います。

学校教育課長：

「太田市いじめ問題専門委員の委嘱について」【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑等はございませんか。

ないようですので、原案のとおり「承認」ということをお願いします。

続いて、日程第5 事務報告を取り扱います。

はじめに、「1,000万円以上工事請負契約締結の報告について」学校施設管理課長、報告願います。

学校施設管理課長：

「1,000万円以上工事請負契約締結の報告について」【概要報告】

議長（教育長）：

只今の報告につきまして、ご質疑等はございませんか。

ご意見等はないようですので、次の報告事項「令和3年度 第43回 少年の主張 関東・甲信越静岡ブロック代表選考（書類・動画審査）の結果について」青少年課長、報告願います。

青少年課長：

「令和3年度 第43回 少年の主張 関東・甲信越静岡ブロック代表選考（書類・動画審査）の結果について」【概要報告】

議長（教育長）：

只今の報告につきまして、ご質疑等はございませんか。

ご意見等はないようですので、次の報告事項「損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について」、学校教育課長、報告願います。

学校教育課長：

「損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について」【概要報告】

議長（教育長）：

只今の報告につきまして、ご質疑等はありませんか。
ご意見等はないようですので、以上で事務報告を終了します。
事務局から連絡はありますか。

事務局：

事務局からご連絡申し上げます。教育委員会令和3年12月定例会を、12月7日火曜日午後2時から、尾島庁舎教育委員会室で開催予定です。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

議長（教育長）：

以上をもちまして、本日の議事を全て終了し、11月定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。